

平成二年通商産業省令第四十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第六条第三項、第七條第一項、第八條第一項及び第五項、第九條第一項、第十三條、第十四條第一項及び第二項、第十五條第一項、第十七條、第二十二條第二項、第三十一條、第三十三條第二項、第三十六條、第三十七條第一号、附則第四條並びに附則第五條並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第九号及び第十二号、第二条、第三条、第五条、第六条、第十五條第三項並びに附則第九條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条）

第三章 予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（第三十六條―第四十一條の七）

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一條の八―第四十一條の十）

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関（第四十二條―第五十四條の二）

第二節 登録調査機関（第五十五條―第六十條）

第三節 特定登録調査機関（第六十條の二―第六十條の十）

第五章 雑則（第六十一條・第六十二條）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（識別番号の表示）

第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五條の二第一項又は法第十五條の三第一項（これらの規定を法

第十六條において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出及び平成十二年一月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百一十一條第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項又は商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項）において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をする者（その者の代理人を含む、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）又は意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければならぬ。

2 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含む、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3 前二項の規定により識別番号（次条第三項の規定により第六條第二項の包括委任状を提出した者（様式第六の包括委任状提出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。）に付与されたものを除く。）を記載した場合には、その手続に係る書面に特許法施行規則第一条第三項（第六十一條第一項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

準用する場合を含む。）に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

（識別番号の付与）

第三条 手続をしようとする者（その者の代理人を含む。次項において同じ。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2 特許庁長官は、手続をしようとする者から前項の規定による請求があつた場合には、その者に識別番号を付与し、これを通知しなければならない。

3

特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号まで及び第十四号に掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六條第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一條第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九條の二（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十一條第三項の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

六 特許法第三十四條第四項又は第五項（これらの規定を実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

七 拒絶査定等に対する審判の請求

八 特許法第八十四條の五第一項又は実用新案法第四十八條の五第一項の規定による書面九 法第十四條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出

十 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号。以下「令」という。）第一条第三項の規定による地位の承継の届出

十一 第六條第二項の包括委任状の提出

十二 第十五條第一項の規定による電子証明書

十三 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号。以下「現金手続省令」という。）第二條第一項の規定による識別番号の付与の請求

十四 意匠法第六十條の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、ジュネーブ改正協定第十六條（1）（i）に規定する国際登録の所有権の変更（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る。）があつた後最初にされるもの

十五 意匠法施行規則第二條の二第一項に規定する手続

（氏名変更届等の様式等）

第四条 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（同項第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六條第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一條第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第九條の二（実

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願（意匠法施行規則第二條の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものを除く。）

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

五 商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第二又は様式第三により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。ただし、現金手続省令第三條第一項の規定により、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。

3 第一項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、一の書面で行うことができる。

4 第一項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

5 特許庁長官は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

（代理権の証明）

第五條 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。第三項において同じ。）をもつて証明しなければならない。

一 法第十四條第一項の規定による予納の届出

二 令第一條第三項の規定による地位の承継の届出

三 第三條第一項の規定による識別番号の付与の請求

四 第四條第一項の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

五 第六條第一項の規定による包括委任状の提出

六 第八條の規定による包括委任状の取下げ

七 第四十一條第一項の規定による委任による法第十五條第一項の規定による手続に係る申出に関する代理人の届出

八 第四十一條第一項の規定による委任による口座振替による納付の申出に関する代理人の届出

九 第四十一條の二第一項の規定による包括納付の申出

十 第四十一條の四の規定による包括納付の申出の取下げ

十一 第四十一條の五の規定による自動納付の申出

十二 第四十一條の七の規定による自動納付の申出の取下げ

2 特許法施行規則第四條の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。

一 法第七條第二項の規定による磁気ディスクへの記録の求めの補正

二 第七條の規定による包括委任状の援用の制限の届出

三 第三十九條第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）

四 第四十一條の二第四項の規定による包括納付の援用の制限の届出

五 前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

3 特許庁長官は、前二項の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命ずることができる。

（包括委任状）

第六條 特定手続（第十條第五号、第五号の二、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第

十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第二項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九條第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四條の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20（1）又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることもできる。

3 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない。

4 第一項の援用は、前項の番号を特許庁に対して提出する書類に記載することによりしなければならない。

（包括委任状の援用の制限）

第七條 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係る手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九條の三第一項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の援用をすることはできない。

（包括委任状の取下げ）

第八條 包括委任状を提出した者が当該包括委任状を取り下げるときは、様式第八によりしなければならない。

第二章 電子情報処理組織による手続等

第九條 削除

第十條 特定手続の指定

手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。

一 特許出願（特許法第三十八條の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）を除く。第十一号及び第十二号において同じ。）

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

五 国際出願

五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの（イからヌまでに掲げるものにあつては、国際出願法第三條第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。）

イ 国際出願法第八條第四項又は同法第十二條第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料の納付書の提出

ロ 国際出願法第十條の規定による国際予備審査の請求書の提出

ハ 国際出願法第十二條第三項の命令に基づく請求の範囲の減縮書の提出

ニ 国際出願法第十三條の規定による答弁書の提出

ホ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号。以下「国際出願法施行令」という。）第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正（国際出願法第十八條第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）

三十一 特許法第百八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による
 手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 特許法第百八十四条の七第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十三 特許法第百八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写

し（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定によ

り磁気ディスクを添付して提出するもの及び特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四

項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものを除く。）又は補正書の翻訳文の提出

三十四 特許法第百八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理

月の場合を含む）の規定による特許管理
人の選任の届出
三十五 特許法第八十四条の十四（同法第百

八十四条の二十六項並びに実用新案法第四十八條の十五第三項及び第四十八條の十六第五項において準用する場合を含む。）の規定

による特許法第三十条第二項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した

書面の提出
三十六 実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求

三十七 実用新案法第四十八条の七第一項又は
第二項の規定による図面の提出
三十八 特許法第四条（意匠法第六十八条第一

項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用

する場合を含む。）の規定による期間（特許法第一百七十三条第一項（意匠法第五十八条第

条の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七條第一項（同法附則第二十三條において

準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第五条第三項（実用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八条

第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法

第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用

くは商標法第八條第四項の規定により、又は特許法第五十條若しくは商標法第十五條の二

若しくは第十五条の第二項若しくは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十 特許法第百八条第三項、実用新案法第三十二條第三項、意匠法第四十三條第三項又は商標法第四十一條第二項、同法第四十一條の

二第二項若しくは同法第六十五条の八第三項の規定による期間の延長の請求

四十一 特許法第五條第二項（意匠法第六十八

条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において

て準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四十二 商標権の存続期間の更新登録の申請
四十三 法第十五条第一項（法第十六条におい

に係る申出（別表第一の二の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十

ける手続に際しての申出に限る。）、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合

合を含む。)の規定による特許料等又は手数料の納付の申出(同表の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十一、三十三、

三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十三

二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四
条第一項に規定する申請書を提出する場合に
限る。）の項に掲げる手続に際しての手数料

の納付の申出を除くものとし、国際出願等に係る手数料にあつては第五号及び第五号の二

に限り、に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第百七条第

一 項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三

第十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は

商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項

から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料(第四十一条の九第一項(同条

第二項において準用する場合を除く。）の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」とい

う。)の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による時料等又は手数

料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

二	旧特許法第五十三條第四項に規定する特許出願	願書	様式第十
三	特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第三條による改正前の意匠法第十二條第一項の規定による意匠登録出願	願書	様式第十
四	第十條第五十二号に規定する法第四十一條第二項において準用する正書特許法第十七條第三項の規定による手続の補正	様式第十	二
五	第十條第五十四号又は第五十五号に規定する特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）	証明請求書	三
六	第十條第五十四号に規定する特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願（意匠法施行規則第二條の二第二項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものを含む。）又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三條の三第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求	証明請求書	四

[illegible]

十	納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの	登録料様式第二十二
十	納付等の申出のうち意匠権者がするもの	登録料様式第二十三
十	納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの	登録料様式第二十四
十	納付等の申出のうち商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの	登録料様式第二十五
十	納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新し、その登録を受ける者がするもの	登録料様式第二十六
十	第十条第四十四号に規定する第二十一号第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出	手続補足書第二十七
十	第十条第四十五号に規定する第七十	包括委任状援用制第二十八
二	別表第一の二の四十の項に掲げる特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による書類の証明の請求（第十条第五十四号に掲げるものを除く。）	証明請求書第三十
二	別表第一の二の六十三の項に掲げる法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する事項記八の方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求	ファイリング記録第十
二	前項の表の第二号に係る部分は、実用新案登録願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。	請求書
二	（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）	
第十二条	電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提	

[illegible][illegible]

別表第特許法第三十条第特許法第三十条第二の二三項の規定による項の規定の適用を受ける旨 一の二十同条第二項の規定けようとする旨 一の項の適用を受けようとする旨 に規定とする旨を記載し する手た書面	別表第特許法第三十八条特許法第三十八条の一の二三項の規定三第一項本文の規定の二十による同条第一項の適用を受けようとする旨 三の項本文の規定の適用する旨 に規定を受けようとする旨 する手旨を記載した書面	別表第特許法第四十一条特許法第四十一条第一の二第四項に規定する一項の規定による優先権を主張しようとする旨 七の項 に規定する手	別表第特許法第四十三條特許法第四十三條第一の二第一項（同法第四一、四十三條の二十三條の二第二項第二項（同法第四九の項（同法第四十三條の十三條の三第三項に規定第三項において準用する場合に規定する手準用する場合を含む。）又は第四四の項（同法第四十三條の三第一項若しくは第三項）においては第二項の規定に準用する場合による優先権を主張を含む。）に規定しようとする旨 （特定手続の方法）
--	--	--	--

- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書
- 2 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人。以下この項において同じ。）は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項及び当該特定手続を行う者の識別番号等の入力情報を電子計算機から入力し、それらの入力した事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前項各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて、当該特定手続ごとく送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。
- 3 別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であつて特許庁長官が認めるものは、前項に規定する方法により行うものとする。
- 第十三条の二 特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならないものとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合（前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。）は、その押印又は署名に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、法第六条第一項の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う場合に準用する。
- 3 国際出願等に係る書面について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合にあつては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。
- （同時の特例）
- 第十四条 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該二の

- 手続については連続して入力を行わなければならない。
- 2 特許等関係法令の規定により同時にしなければならない等とされている二の手続のうち一の手続を電子情報処理組織を使用して行い、他の手続を書面の提出により行うときは、当該二の手続については同日にしなければならない。
- (電子証明書の届出)
- 第十五条 特定手続を行うとする者は、電子証明書書の届出に必要な事項を電子計算機から入力しなければならぬし、その電子証明書の届出を行わなければならない。
- 2 前項に掲げる事項の届出をした者は、電子証明書書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等等の届出に必要な事項を電子計算機から入力しなければならぬし、その届出を行わなければならない。
- 第十六条及び第十七条 削除
- 第十八条 削除
- (物件の提出)
- 第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続(別表第一の一に掲げるものを除く。)を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。
- 一 意匠法第六条第二項の規定により提出するもの
ひな形又は見本
- 一 二 商標法第五条第四項の規定により提出する経済産業省令で定める物件
- 二 商標法第七条第三項の規定により提出すべき同条第一項に規定する法人であることを証明する書面
- 三 商標法第七条の二第四項の規定により提出すべき同条第一項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類
- 三 二 特許法施行令第十一条第一項若しくは第二項又は特許法等関係手数料令第一条の三第一項若しくは第二項の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面
- 三 三 国際出願法施行令第四条の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面又は国際出願法施行規則第八十五条第二項の規定により提出すべき特許法施行規則第七十四条の二各号に掲げる書面

- 四 特許法施行規則第四条の三（第五条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第五条の規定により提出すべき代理権を証明する書面

五 特許法施行規則第五条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面

六 特許法施行規則第六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第七条の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

七 特許法施行規則第八条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき代表者であることを証明する書面

八 削除

九 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二十二條第二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

十 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二十二條第二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第二十七條第四項（実用新案法施行規則

第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十一 特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定により提出すべき受託証の写し又は微生物を寄託したことを証明する書面

十二 特許法施行規則第三十一条の三第一項の規定により提出すべき書類又は物件

十三 特許法施行規則第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第一項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

十四 特許法施行規則第五十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

十五 商標法施行規則第二十条第六項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

十六 第六十一条第三項において準用する特許法施行規則第六十九条第二項、第六十二条において準用する実用新案法施行規則第二十一条第二項、第六十三条第二項において準用する意匠法施行規則第十八条第二項又は第六十四条において準用する商標法施行規則第十八条第二項の規定により提出すべき特許権、実用新案権、意匠権又は商標権についての持分の定めがあることを証明する書面

十七 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号）別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）

十八 国際出願法施行規則第二十一条第四項の規定により提出すべき優先権を主張する旨を記載した書面

十九 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写しの送付を請求する旨を記載した書面

二十 削除

二十一 国際出願法施行規則第八十三条第一項又は第三項から第六項までの規定により提出すべき持分の定めがあることを証明する書面

二十二 前項第一号から第十七号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二によりしなければならない。

三 前項の規定にかかわらず、第一項第三号の三、第四号、第六号及び第十七号から第二十一

号までに掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。

四 第六十一条第一項の規定にかかわらず、国際出願法施行規則第一条、第二条及び第十一条の規定は、前項の規定による物件の提出に準用する。

（物件を提出する期間）

第二十條 第十九条第一項の期間は、同項第一号に掲げる物件を提出する場合は第十条の二第一項の入力をした日、その他の物件を提出する場合は三日とする。

（特定手続を行った旨の申出等）

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号並びに別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあつては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第十条の二第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければならない。

二 前項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出は、様式第三十二によりしなければならない。

第二十二條 削除

（特定処分等の指定）

第二十三條 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にその手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号

まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

ロ 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人（意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してするときを含む。）、商標登録出願人、防護標準登録出願人、防護標準登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第四十条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出

ハ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願（意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してするときを含む。）、商標登録出願、防護標準登録出願、防護標準登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の書換登録の申請に関する手続の受継の申立て

ニ 特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

ホ 意匠法第四条第三項の規定による同条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヘ 商標法第九条第二項の規定による同条第一項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出

ト 特許法第三十九条第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項の規定による届出

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に

対する審判の請求人に関する特許法第四十条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の提出（特許法施行規則第三十八条の十四第一項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特許法第四十三条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。）

リ 特許法第八十四条の十四（同法第八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又 意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出

ル 意匠法第六十条の七第一項の規定による同法第四條第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヲ 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による請求

ワ 特許法第三百三十四條第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六條第一項（同

くは同法附則第二十四条の規定による第十一条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による前号イからソまでに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第三十四條の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げるもの）の特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五條の二第二項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の三第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二條（実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第二十四條（実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）以下こ）において準用する場合を含む。以下こ）において準用する場合を含む。以下こ）において準用する民事の号において同じ。）において準用する民事

訴訟法第二百二十八条第一項若しくは第三百三十一
一条第一項の規定による決定又は特許法第二百
四十四条において準用する民事訴訟法第三百三十
一条第二項の規定による決定の取消し（別表
第一の一から四まで及び六の項の第二欄に掲
げる手続に係るものを除く。）

五
特許法第百八十四条の五第三項（実用新案法第百八十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による国際特許出願（特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の二の項（一）に掲げるものを除く。）又は第一の二の二の項（一）に掲げるものを除く。）は国際実用新案登録出願（実用新案法第百八十四条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の二の項（一）に掲げるものを除く。次号において同じ。）の却下の処分

實用新案法第四十八条の七第三項の規定による国際実用新案登録出願の却下の処分、審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからホまでに掲げるものを除く。）

イ 特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定

ハ 商標法第六十八條の二十第二項に規定する「國際登録に基づく商標權」（以下「國際登録に基づく商標權」という。）に係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し

二 商標法第六十八條の十第一項に規定する
國際商標登録出願（以下「國際商標登録出
願」という。）又は國際登録に基づく商標
權に係る審判についての審決、決定又は決
定の取消し

ホ 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手續に係る決定又は決定の取消し判定（国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。）

特許法第百四十七条第一項（同法第七十一
条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第
二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項
（同法第六十八条第三項において準用する場
合を含む。）において準用する場合を含む。

以下この号において同じ。）、特許法第百五十一条（同法第七十一条第三項及び第百二十

条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二
 条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四
 十三条の八（同法第六十六条第四項において
 準用する場合を含む。）及び同法第六十八条
 第四項において準用する場合を含む。）及び
 同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三
 条において準用する場合を含む。）において準
 用する場合を含む。）、実用新案法第四十一
 条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六
 条第二項（同法第四十三条の六第二項（同法
 第六十八条第四項において準用する場合を含
 む。）及び同法第六十八条第四項において準
 用する場合を含む。）及び同法附則第十七条
 第一項（同法附則第二十三条において準用す
 る場合を含む。）において準用する場合を含む。
 ）の規定による調書の作成（国際商標登録
 録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審
 判、国際登録に基づく商標権の効力について
 の判定並びに国際登録に基づく商標権に係る
 登録異議の申立てについでするものを除く。）

(特定処分等の入力事項)

二十三條の二 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を援用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を、同法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に供するものに限る。）から入力し、ファイルに記載しなければならない。

(審判官等を明らかにする措置)

二十三条の三 審判長、審判官、審査官及び審判官等（以下「審判官等」という。）は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書として行ない、審判官等がこれに記名押印しないものとならないものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分等を行うときは、この記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職員が交付した識別カードを使用し、又は個人身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の審判官等を認証するために変換した符号とともに、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は

命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 特許法第七條第二項、特許法第十七條第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の第二項第四項若しくは第六條の二の規定による第二十三條第一号イからソまでに規定する手続及び第三十四條の第二号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五條の二第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の三第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）の補正の命令

る申出、法第十五條の二第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の三第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三 特許法第二十三條第一項（意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第二十三條第三項（意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

五 特許法第三十六條の二第三項の規定による通知

六 特許法第三十八條の四第一項の規定による通知

七 特許法第三十八條の四第四項本文の規定によりその特許出願を明細書等補完書を提出した時にしたものとなした旨の特許法施行規則第二十七條の十一第三項の規定による通知

八 特許法第三十九條第六項（同法第三十四條第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、意匠法第九條第四項又は商標法第八條第四項の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

九 特許法第四十三條第六項（実用新案法第十五條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十 特許法第四十八條の五第二項の規定による通知

十一 特許法第四十八條の七の規定による通知

十二 特許法第五十條（同法第五十九條第二項及び第六十三條第二項並びに意匠法第九條及び第五十條第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五條の二（同法

第五十五條の二第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五條の五、第六十八條第二項及び平成八年改正商標法附則第十二條において準用する場合を含む。）若しくは商標法第十五條の三（同法第五十五條の二第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による通知

十三 特許法第五十條の二（同法第五十九條第二項及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十四 特許法第五十二條第二項（同法第六十六條第三項、意匠法第十九條並びに商標法第十七條（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五條の五並びに同法附則第九條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による査定の謄本の送達

十五 特許法施行規則第三十七條（同法第五十條の十五第三項、意匠法施行規則第十九條第四項及び商標法施行規則第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の謄本の送付又は特許法施行規則第五十條の十三第二項（意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判に関する決定の謄本の送付（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十六 意匠法第十七條の二第三項（同法第五十條第一項において準用する場合を含む。）又は商標法第十六條の二第三項（同法第五十五條の二第三項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定の謄本の送達

十七 特許法第六十七條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第六十四條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判

官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八條第二項（意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）に規定する指定又は変更の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十八 特許法第四十五條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十九 特許法第五十條第五項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十 特許法第五十一條（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四條第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る、証拠保全に係るものを除く。）

二十一 特許法第五十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十二 特許法第五十六條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十三 特許法第五十七條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審決の謄本の送達（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十四 特許法第八十四條の五第二項又は実用新案法第四十八條の五第二項の規定による手続の補正の命令

二十五 特許法第八十九條（実用新案法第十五條第二項、意匠法第六十八條第五項及び

三十 実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令

三十一 特許法第二十八条の規定による特許証の交付

法施行規則第二十三條第二項 意匠法施行規則第十九條第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による出願の番号の通知、特許法施行

[illegible]

第三十五 第三条第二項及び第三項の規定による通知

第三十六 第六条第三項の規定による通知

は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力して行うその特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものに限り）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

第二十三条の六 法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、識別番号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信とする。

第二十三条の七 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う通知又は命令にあっては、特許法施行規則第十八条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（特定手続の記録事項）
第二十五条 法第六条第一項の規定により電子情

報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。

第二十七條 第二十五條及び第二十九條第二項の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しななければならない。

第二十八條 第二十五條の規定による磁気ディスク

クの提出により特定手続を行うときは、特許庁長官が定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

- 一 手続をする者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）の氏名又は名称
- 二 前号に掲げる者（識別番号の通知を受けている者に限る。）の識別番号

2 前項の場合において、同時に二以上の磁気ディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号（以下「磁気ディスクの整理番号」という。）を付し、当該番号を記載しなければならぬ。

クの提出により特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。）を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合

第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第二項から第十六号までに掲げる物件（同条第三項

に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

第三十条 法第七条第一項の經濟産業省令で定め

る手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定制定手続」という。）とする。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第三十一条 法第七条第一項の経済産業省令で定

める期間は、三十日とする。
(ファイルへの記録方法等)

第三十二条 法第六条第三項並びに第八条第一項

及び第五項の規定によるファイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、特許庁長官が定める。

2 前項の規定により作成されたファイルは、それに記録されている事項に係る書類については、その様式が定められている場合には、その様式により当該書類を作成できるものでなければならぬ。

（登録情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め）

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の

規定により、登録情報処理機関に対し指定特定
手続に係る書面に記載された事項を磁気ディス
クに記録することを求める者は、登録情報処理

四十 第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号まで、第六十五号まで、第四十五号まで、第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十号から第五十一号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の第二項又は法第十五条の第三項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十号から第五十一号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の第二項又は法第十五条の第三項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限定する。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に対する、特許法第八十八条の第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は特許法第二百三十三条の第二項（意匠法第五十六条並びに商標法第五十六条第一項（同法附則第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十 國際出願その他國際出願に係る手続（平成十六年一月一日前にした國際出願及びこれに係る手続を除く。）

四十三 国際意匠登録出願に係る別表第一の五の項第三欄に掲げる手続

四十四 特許法第八百八十四条の八第一項（実用新案法第四百八十五条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の第二項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを添付して提出するもの）又は特許法施行規則第三十八条の十三の第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。

四十五 特許法施行規則第二十七条の五第九項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の十三の第二項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）、又は特許法施行規則第三十八条の十三の第二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）に規定する物件提出書の提出（特許法施行規則第二十七条の五第六項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、又は特許法施行規則第三十八条の十三の第二第十五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

（電磁的記録の提供方法）

第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。

（電磁的方法）

第三十四条の二の三 法第十条第二項の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

第三十四条の四 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行ふ閲覧は、同項各号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機（その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあっては、特許庁の使用に係るものに限る。）の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

2 前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものでなければならない。

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

（閲覧の請求をすることができる特許原簿等）

第三十四条の六 法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあっては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出又は法第十五条の第二項若しくは法第十五条の第三項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下これらの申出をこの条において「納付等の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

- 一 特許料の納付等の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九
- 二 特許料の納付等の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付等の申出 様式第二十
- 三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十一
- 四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二
- 五 登録料の納付等の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十三
- 六 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四
- 七 登録料の納付等の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十五
- 八 登録料の納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六
- 九 法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に係る手続に際しての申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 十 法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

二 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第一年度の登録料（審判に係る意匠登録出願について納付するものを除く。）

- 四 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を口座振替により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 五 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりなければならない。
- 六 電子情報処理組織を使用せず、特許料等又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出をする者が特許庁の窓口において第一項に規定する様式の書面又は第五項に規定する書面を提出することによりなければならない。
- 七 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出又は手数料を口座振替若しくは指定立替納付者により納付する場合の申出を第十三条第二項の方法によりする場合においては、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、次の各号に掲げる申出の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を電子計算機から入力しなければならない。
- 一 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出 予納台帳番号及び手数料の額
- 二 手数料を口座振替により納付する場合の申出 振替番号及び納付しようとする手数料の額
- 三 手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出 指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額
- 四 口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信

第四十条の二 特許庁長官は、法第十五条の第二項又は法第十五条の第三項の規定による特許料等又は手数料の納付をしようとする者から、当該特許料等又は手数料の納付に際し、前条第一項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）又は第四項から第七項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）までの申出があつたときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者又は指定立替納付者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。

- 二 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと特許庁長官が認める場合において、その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとする。
- （口座振替又は指定立替納付者による特許料等又は手数料の納付日の特例）
- 第四十条の三 特許料等又は手数料を口座振替又は指定立替納付者により納付する場合であつて、特許庁長官が歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十一条の五第二項に規定する領収済通知情報を受信したときは、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出があつたときを、その納付がされたときとする。
- （委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は委任による口座振替による納付の申出）
- 第四十一条 予納者又は口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により法第十五条第一項及び第二項又は法第十五条の第二項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。
- 二 前項に規定する届出は、様式第三十七によりしなければならない。
- （特許料及び登録料の包括納付の申出）
- 第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の第二項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができ

一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの各年分の特許料（審判に係る特許出願について納付するものを除く。）

- 二 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第一年度の登録料（審判に係る意匠登録出願について納付するものを除く。）
- 三 商標法第四十条第一項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は平成八年改正商標法附則第十五条第二項において読み替えて準用する商標法第四十条第二項の規定により納付すべき登録料（審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願（以下この条において「特定特許出願等」という。）の出願人（以下この条において「特定出願人」という。）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願等）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等についての代理人（以下この条において「特定代理人」という。）の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。
- 三 特許庁長官は、包括納付申出書を受理したときは、これに番号を付し、その番号を包括納付の申出をした者に通知しなければならない。
- 四 一の特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定の際に該当する包括納付申出書が提出されているときは、当該特許の送達があつた日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該特許の送達があつた日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人及び代理人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理人の表示が一致するもの

二 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人の表示と、包括納付申出書（特定代理人が記載されているものを除く。）に記載された特定出願人の表示が一致するもの（前号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

三 当該特定特許出願等の願書等に記載された代理人の表示と、包括納付申出書（特定出願人が記載されているものを除く。）に記載された特定代理人の表示が一致するもの（前二号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

（包括納付申出書の様式等）

第四十一条の三 包括納付申出書は、前条第一項各号ごとに様式第三十八により作成しなければならない。

2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第三十九によりしなければならない。

（包括納付の申出の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付の申出を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。

（特許料及び登録料の自動納付の申出）

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第二項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用することができる。

一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料（特許権の存続期間の延長登録により延長された期間に係る特許料を除く。）

二 実用新案法第三十一条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の登録料

三 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第二以後の各年分の登録料

2 自動納付申出書には、自動納付の申出をした者の氏名若しくは名称、その自動納付申出書の援用による納付に係る特許権の特許番号及びその特許権者の氏名若しくは名称又は実用新案権の実用新案登録番号及びその実用新案権者の氏名若しくは名称又は意匠権の意匠登録番号及びその意匠権者の氏名若しくは名称その他必要な事項を記載しなければならない。

3 特許権、実用新案権又は意匠権について、自動納付申出書が提出されているときは、次の各

号に掲げる日の四十日前の日に第一項の規定により当該自動納付申出書が援用されたものとす

一 特許権に係る特許料の納付の申出にあつては、特許法第八十二条第二項に規定する期間が満了する日

二 実用新案権に係る登録料の納付の申出にあつては、実用新案法第三十二条第二項に規定する期間が満了する日

三 意匠権に係る登録料の納付の申出にあつては、意匠法第四十三条第二項に規定する期間が満了する日

（自動納付申出書の様式等）

第四十一条の六 自動納付申出書は、自動納付申出書の援用による納付に係る特許権、実用新案権又は意匠権ごとに様式第四十の二により作成しなければならない。

（自動納付の申出の取下げ）

第四十一条の七 自動納付の申出をした者が当該自動納付の申出を取り下げるときは、様式第四十の三によりなければならない。

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八 特許法第七十七条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第三項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令

第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とす

る。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の

手数料は、現金手続省令第一条第三項に規定す

る場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

（電子情報処理組織による現金の納付方法）

第四十一条の九 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識別番号を付与された者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）は、現金納付に係る特許料等又は特許法第九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八條第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付することができる。

この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

2 前項の規定は、納付者が法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納をする場合に準用する。

3 納付者は、第一項に規定する現金納付に係る工業所有権の手数料等を納付する場合であつて、当該納付に係る手続を納付十三条第二項の方法により行うときは、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、第一項後段の規定による納付番号を電子計算機から入力しなければならない。

（現金手続省令の準用）

第四十一条の十 現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、

は、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関（登録の申請）

第四十二条 法第十七条の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 情報処理業務を行うとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする情報処理業務の範囲

四 情報処理業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第十九条第一項各号の規定に適合することを説明した書類（登録の更新の手続）

第四十二条の二 法第十九条の二の規定により、登録情報処理機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（変更の届出）

第四十三条 登録情報処理機関は、法第二十一条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（業務規程）

第四十四条 法第二十二條第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を行う時間及び休日に関する事項

二 手数料の収納の方法に関する事項

三 情報処理業務の実施の方法に関する事項

四 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

- 五 情報処理業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、情報処理業務に關し必要な事項
- 2 登録情報処理機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 登録情報処理機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- (業務の休廃止)
- 第四十五條 登録情報処理機関は、法第二十三條の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする情報処理業務の範囲
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
 - 四 休止又は廃止の理由
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
- 第四十六條 法第二十四條第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- (役員の選任及び解任)
- 第四十七條 登録情報処理機関は、法第二十五條の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 選任又は解任した役員の氏名及び略歴
 - 二 選任又は解任した年月日
 - 三 選任又は解任の理由
- (立入検査の身分証明書)
- 第四十八條 法第二十七條第二項の証明書は、様式第四十一によるものとする。
- (帳簿の記載)
- 第四十九條 法第三十一條第一項の経済産業省令で定める事項は、各月において、法第七條第一

- 項の規定による磁気ディスクへの記録を求められた件数、当該記録を行った手続の件数並びに法第六條第三項及び法第八條第一項の規定によるファイルへの記録に係る情報処理業務を行った手続の件数とする。
- 2 法第三十一條第一項の帳簿は、情報処理業務を廃止するまで保存しなければならない。
- (電磁的方法による保存)
- 第四十九條の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子の方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を含む。以下この章において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十一條第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- 第五十條から第五十三條まで 削除
- (業務の引継ぎ等)
- 第五十四條 登録情報処理機関は、法第三十三條第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 情報処理業務の特許庁長官に引き継ぐこと。
 - 二 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料を特許庁長官に引き継ぐこと。
 - 三 その他特許庁長官が必要と認める事項
- (電磁的方法による提出)
- 第五十四條の二 第四十二條から第四十七條までの規定による書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。
- 2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。
- 第二節 登録調査機関
- (登録の申請)
- 第五十五條 法第三十六條第二項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

- 三 行おうとする調査業務の区分
- 四 調査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。
 - 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
 - 二 調査業務実施者の氏名及び略歴並びに申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴
 - 三 申請者が法第三十九條において準用する法第十八條各号の規定に該当しないことを説明した書面
 - 四 申請者が法第三十七條第一項各号の規定に適合することを説明した書類
- (登録の区分)
- 第五十六條 法第三十六條第二項の経済産業省令で定める区分は、別表第二のとおりとする。
- 第五十七條 削除
- (業務規程)
- 第五十八條 法第三十九條において準用する法第二十二條第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 調査業務の区分
 - 二 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 調査業務の実施の方法に関する事項
 - 四 調査業務の適正な実施のために必要な事項
 - 五 調査業務実施者の選任及び解任に関する事項
 - 六 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
 - 七 調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - 八 財務諸表の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、調査業務に關し必要な事項
- 2 登録調査機関は、法第三十九條において準用する法第二十二條第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 登録調査機関は、法第三十九條において準用する法第二十二條第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日

- 三 変更の理由
- (帳簿の記載)
- 第五十九條 法第三十九條において準用する法第三十一條第一項の経済産業省令で定める事項は、各月における法第三十六條第一項の規定により行つた調査業務に係る特許出願の件数とする。
- 2 法第三十九條において準用する法第三十一條第一項の帳簿は、調査業務を廃止するまで保存しなければならない。
- (電磁的方法による保存)
- 第五十九條の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九條において準用する法第三十一條第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- (準用)
- 第六十條 第四十二條の二、第四十三條、第四十五條から第四十八條まで及び第五十四條の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二條の二「前条」とあるのは「第五十五條及び第五十六條」と、第四十三條及び第四十五條「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五條第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第五十四條の二中「第四十二條から第四十七條まで」とあるのは「第五十五條、第五十八條第二項及び第三項並びに第六十條において準用する第四十二條の二、第四十三條、第四十五條並びに第四十七條」と読み替へるものとする。
- 第三節 特定登録調査機関
- (調査報告)
- 第六十條の二 法第三十九條の二の調査報告の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 調査報告番号
 - 二 特定登録調査機関の名称及び登録番号
 - 三 特定登録調査機関の登録の区分
 - 四 先行技術調査業務を行った技術の分野
 - 五 先行技術調査業務を行った年月日

六 先行技術調査業務を行った調査業務実施者の氏名 七 その調査報告に係る特許出願の番号 八 その調査報告に係る特許出願の特許請求の範囲 九 先行技術調査に際して行つた技術の検索の条件及び結果 十 調査報告の交付年月日 十一 その他必要な事項	六十条の三 法第三十九条の四の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 先行技術調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地 三 行おうとする先行技術調査業務の区分 四 先行技術調査業務を開始しようとする年月日	二 前項の申請書には、登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの又はこれらの写しを添付しなければならない。 (登録の区分) 六十条の四 法第三十九条の四の経済産業省令で定める区分は、別表第三に掲げるとおりとする。 (先行技術調査業務規程) 六十条の五 法第三十九条の七第二項の先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。	一 先行技術調査業務の区分 二 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項 三 自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨 四 先行技術調査業務の実施の方法に関する事項 五 先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項 六 先行技術調査業務に関する料金に関する事項 七 先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項 八 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項	九 前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関し必要な事項 二 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の届出をするときは、先行技術調査業務を開始しようとする日の二週間前までに、その旨を記載した届出書に先行技術調査業務規程を添えて特許庁長官に提出しなければならない。 三 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。	一 変更しようとする事項 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由 (業務の休廃止の届出) 六十条の六 特定登録調査機関は、法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。	一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分 二 休止し、又は廃止しようとする年月日 三 休止しようとする場合にあっては、その期間 四 休止又は廃止の理由 (帳簿の記載) 六十条の七 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、法第三十九条の二の規定により行つた先行技術調査業務に係る特許出願の件数及び番号並びに交付した調査報告の調査報告番号とする。	二 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、先行技術調査業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。 (電磁的方法による保存) 六十条の八 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に应じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることのできるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
二 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。 (調査報告の提出) 六十条の九 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を実施したときは、遅滞なく、調査報告の特許庁長官に提出しなければならない。 (準用) 六十条の十 第四十二条の二、第四十三条、第四十八条及び第五十四条の二の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで（第四十四条第一項及び第四十六条を除く。）」とあるのは「第六十条の三、第六十条の五第二項及び第三項、第六十条の六、第六十条の九並びに第六十条の十において準用する第四十二条の二並びに第四十三条」と読み替えるものとする。	第五章 雑則 (特許法施行規則の準用) 第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七條、第十条、第十一條の三及び第十三條の規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。 二 特許法施行規則第十八條第二項の規定は、法第十二條第二項の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の交付に準用する。	三 特許法施行規則第六十九條第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十條第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。 四 特許法施行規則第六十九條第三項の規定は、第十一條第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十條第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。 (実用新案法施行規則の準用) 第六十二条 実用新案法施行規則第二十一条第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十三号又は第四十條第一項第三号の特許料等の納付の申出に準用する。 (意匠法施行規則の準用) 第六十三条 意匠法施行規則第二条の三から第十二條の五までの規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。	二 意匠法施行規則第十八條第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十四号若しくは第十五号又は第四十條第一項第四号若しくは第五号の特許料等の納付の申出に準用する。 (商標法施行規則の準用) 第六十四条 商標法施行規則第十八條第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十六号、第十七号若しくは第十八号又は第四十條第一項第六号、第七号若しくは第八号の特許料等の納付の申出に準用する。 附 則 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十二年二月一日）から施行する。ただし、第一条から第五条まで、第六条第二項及び第三項、第八条、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条（第四十五条の準用に係る部分を除く。）、第六十一条第一項及び附則第九条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（同年九月十二日）から施行する。	(施行日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続) 第九条 第三條第三項第四号、第四条及び第十五條から第十八條までの規定は、令附則第九条の規定による届出に準用する。 附 則（平成五年六月二四日通商産業省令第三二号） この省令は、平成五年七月一日から施行する。 附 則（平成五年一一月八日通商産業省令第七五号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。	(実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置) 第三条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものを除く。）又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案	二 意匠法施行規則第十八條第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十四号若しくは第十五号又は第四十條第一項第四号若しくは第五号の特許料等の納付の申出に準用する。 (商標法施行規則の準用) 第六十四条 商標法施行規則第十八條第二項の規定は、第十一條第一項の表の第十六号、第十七号若しくは第十八号又は第四十條第一項第六号、第七号若しくは第八号の特許料等の納付の申出に準用する。 附 則 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十二年二月一日）から施行する。ただし、第一条から第五条まで、第六条第二項及び第三項、第八条、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条（第四十五条の準用に係る部分を除く。）、第六十一条第一項及び附則第九条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（同年九月十二日）から施行する。	(施行日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続) 第九条 第三條第三項第四号、第四条及び第十五條から第十八條までの規定は、令附則第九条の規定による届出に準用する。 附 則（平成五年六月二四日通商産業省令第三二号） この省令は、平成五年七月一日から施行する。 附 則（平成五年一一月八日通商産業省令第七五号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則（以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。）（第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。）改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則（以下「旧実用新案登録令施行規則」という。）（第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く）、改正前の特許登録令施行規則（以下「旧特許登録令施行規則」という。）改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）（第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。）及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二の二「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する新特許法施行規則第五十二条の二の規定を適用する。

3 第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。

附 則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六十六号）

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五十七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、

第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二條及び第二十三條第十三項の改正規定、「同規則様式第十五の改正規定（『考案の名称』を削る部分を除く）」並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報」への掲載）に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定（特許登録令施行規則第七條第三項、第三十一条第一項及び第三十七條第一項の改正規定中「第百二十六條第一項若しくは第百八十四條の十五第一項」を「若しくは第百二十六條第一項」に改める部分並びに同規則第二十八條第二項及び第三項の改正規定を除く）、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年九月一日通商産業省令第六十四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成八年二月二五日通商産業省令第七十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、第九条の規定は、平成九年一月一日から、第二条、第四条、第十三條、第十五條及び附則第十一条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（第十二條の規定による特例法施行規則の改正に伴う経過措置）

第八条 第十二條の規定による改正後の特例法施行規則第二条第二項及び第三項の規定は、この省令の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願（この省令の施行後にされた意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項（同法第十一条第三項、第十二條第四項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）及び第十七條の三第一項（商標法第十七條の二（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）並びに商標法第十条第二項

（同法第十一条第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、この省令の施行前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、適用しない。

附 則（平成九年三月二四日通商産業省令第二十一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。））第九條第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八條第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。））第四十五條第六項若しくは第五十三條第四項（昭和六十年旧特許法第七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。））第四十五條において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五條第六項において準用する場合を含む。）の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関

する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九條第一項、第三十一條第一項及び第三十三條中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。）附則第三条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七條の五の規定、第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三條の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法施行規則第十九條の二及び第二十九條の二の規定を適用する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成九年五月二九日通商産業省令第八十八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十一月一三日通商産業省令第一一六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条及び第二十三條の四の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三條第二條の規定は、平成十年三月三十一日までの間は、適用しない。

附 則（平成九年十一月二七日通商産業省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十一月二七日通商産業省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十一月二七日通商産業省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年十一月二七日通商産業省令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第四十一条の七に規定する特許料及び登録料の自動納付の申出に関する手続は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成二十二年一月三〇日経済産業省令第五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月一〇日経済産業省令第八号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第二号に規定する方法による特定手続は、この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条に規定する方法による特定手続とみなす。

附 則（平成二十三年二月二八日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月三一日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号） 抄

（施行期日）
第一条 この命令は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年一月三〇日経済産業省令第八六号） 抄

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。

附 則（平成二十六年一月一七日経済産業省令第二号）

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第一条の規定（特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五十七条」を削る改正規定、同令第六十九条第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減（免除）」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。）第4条の規定及び第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第

19備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第131号）第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。）は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第六号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第七号）

この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二〇日経済産業省令第一四号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年六月二二日経済産業省令第五〇号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二五日経済産業省令第三六号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年九月八日経済産業省令第九〇号）

この省令は、平成二十八年九月十五日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二〇日経済産業省令第三号）

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二四日経済産業省令第九号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年五月一九日経済産業省令第四四号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二三日経済産業省令第四八号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第三十六条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者とみなし、同表の上欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十八号。以下「令」という。）第二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。

この省令によるこの省令による有効期間
改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「旧規法律施行規則」という。）別（以下「新規

規

[illegible]

[illegible]

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の

規則第二十三条の四の規定は、この省令の施行の日前に特許法等の一部を改正する法律第三条

五	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長の請求及び同法第五条第一項又は同条第三項の規定による期間の延長の請求（国際意匠登録出願に係るものに限る。）
五	商標法第五条の二第三項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続補完書の提出
五	商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出
五	商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（国際商標登録出願に係るものに限る。）
五	商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出（国際商標登録出願に係るものに限る。）
五	商標法第六十八条の二の規定による国際登録出願
五	商標法第六十八条の四の規定による事後指定
五	商標法第六十八条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請
五	商標法第六十八条の七において準用する同法第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定による別表第一の二の五十六から五十九までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正
六	商標法第六十八条の十五第二項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定による書面の提出

六	商標法第七十七條第一項において準用する特許法第四條の規定による期間の延長の請求及び同法第五條第一項又は同條第三項の規定による期間の延長の請求（國際商標登録出願に係るものに限る。）	六
十	法第十二條第二項の規定による書類（第十三條第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求	六
四	法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四條第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）及び法第十五條の二第一項又は法第十五條の三第一項（これらの規定を法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手数料の納付の申出（同表の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四條第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）並びに法第十五條第二項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（同表の九十一、九十三、九十六、百一及び百二十一の返還の請求に係る場合に限る。）	六
五	法第十五條第三項の規定による返還の請求	六
十	特許法施行令第十一条第一項に規定する免除の申請書の提出	六
六	実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二条第一項に規定する申請書の提出	七

六	特許法等関係手数料令第二条の二第一項に規定する申請書の提出
八	特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二十四条又は第六十四条から第六十六条まで（これらの規定を適用新案登録令（昭和三十一年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十一年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による囑託
十	特許登録令第二十五条若しくは第五十四条第一項、実用新案登録令第六条の二若しくは第六条の四第一項、意匠登録令第六条の二若しくは第六条の七第一項又は商標登録令第九条の三若しくは第九条の六第一項の規定による囑託
七	特許登録令第五十条から第五十三条まで（第五十二条第一項を除く）、第五十五条の二第二項（第五十五条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の四第一項（これらの規定を適用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の四第二項の規定による登録の抹消の申請に関する手続（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。）別表第一の二の百三、百五、百六、百九及び百十の項において同じ。）の規定により同一の申請書である場合を含む。）
七	特許法施行規則第九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第二十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出（特許法施行規則第九条第二項又は第三項の規定により一の書面である場合を含む。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
七	特許法施行規則第九条の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第二十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

七	先行技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等
八	先行技術調査（アミューズメント）	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
九	先行技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十	先行技術調査（自動制御）	交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等
十一	先行技術調査（動力機械）	燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等
十二	先行技術調査（運輸）	車体構造、二輪車、船舶、車両、基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等
十三	先行技術調査（一般機械）	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等
十四	先行技術調査（生産機械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボットイクス、制御・組立等
十五	先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
十六	先行技術調査（繊維包装機械）	紙送り、被服・繊維機械、包装（繊維包装）応用、容器一般等
十七	先行技術調査（生活機器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等
十八	先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
十九	先行技術調査（医療機器）	医薬注入、物理療法、手術、補綴等
二十	先行技術調査（無機化学）	触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等
二十一	先行技術調査（金属・金属加工）	精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等
二十二	先行技術調査（電気化学）	燃料電池システム、電極、活物電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等

二十三	先行技術調査（半導体機器）	半導体素子、半導体集積回路の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等
二十四	先行技術調査（生命工学・医療）	化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等
二十五	先行技術調査（有機化学）	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳剤・分散・マイクロカプセル等
二十六	先行技術調査（環境化学）	液分離、排ガス、処理操作一般、混合等
二十七	先行技術調査（プラスチック工学）	高分子処理、樹脂成形、タイヤ成形等
二十八	先行技術調査（高分子）	縮合系高分子（熱可塑性、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分子組成物、重合・触媒等
二十九	先行技術調査（繊維・紙）	繊維、積層体、塗装、皮革、積層体
三十	先行技術調査（有機化合物）	有機化合物、医薬等
三十一	先行技術調査（電子商取引）	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等
三十二	先行技術調査（インタフェース）	マンマシンインターフェイス、計算機細部等
三十三	先行技術調査（情報処理）	ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRAM、暗号、デバイス転送制御等
三十四	先行技術調査（伝送システム）	移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、増幅器等

三十五	先行技術調査（電力システム）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整）、電線の据付等
三十六	先行技術調査（デジタル通信）	データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等
三十七	先行技術調査（映像システム）	ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・音声処理、情報記録等
三十八	先行技術調査（画像処理）	画像処理、FAX、CG、CAD等
三十九	先行技術調査（電気機器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等
四十	分類及び要約書の記載の適合性について	
別表第三（第六十条の四関係）		
一	先行技術調査（計測）	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等
二	先行技術調査（応用物理）	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等
三	先行技術調査（分析診断）	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
四	先行技術調査（応用光学）	電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等
五	先行技術調査（光デバイス）	発光素子、受光素子、光制御、液晶等
六	先行技術調査（事務機器）	電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等
七	先行技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等

八	先行技術調査（アミューズメント）	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
九	先行技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十	先行技術調査（自動制御）	交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等
十一	先行技術調査（動力機械）	燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等
十二	先行技術調査（運輸）	車体構造、二輪車、船舶、車両、基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等
十三	先行技術調査（一般機械）	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等
十四	先行技術調査（生産機械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボットイクス、制御・組立等
十五	先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
十六	先行技術調査（繊維包装機械）	紙送り、被服・繊維機械、包装（繊維包装）応用、容器一般等
十七	先行技術調査（生活機器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等
十八	先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
十九	先行技術調査（医療機器）	医薬注入、物理療法、手術、補綴等
二十	先行技術調査（無機化学）	触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等
二十一	先行技術調査（金属・金属加工）	精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等
二十二	先行技術調査（電気化学）	燃料電池システム、電極、活物電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等

三十六	先行技術調査（デジタル変換、伝送方式、マイクロ波、ル通信）	データ伝送、デジタル変調、符
三十七	先行技術調査（映像シカメラ、TV細部、音響、楽器・音声処理、情報記録等）	ビデオ規格、ビデオ配信、TV
三十八	先行技術調査（画像処理、FAX、CG、CA	画像処理、D等
三十九	先行技術調査（電気機コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等）	抵抗器、磁石・インダクタンス、

樣式第 1 (第 3 卷第 8 頁)

[illegible]

様式第14（第11条関係）

[illegible]

様式第15（第11条関係）

[illegible]

「新号」とし、新号事務を担いだ。「【新刊新書】」には附けて必ず数冊の附録を添付する。特許法第3条第9項第2款に基づき、新案発明を新案特許した数冊、発明特許第9条第6項に基づき新案特許第9条第6項第2款に基づき1冊の附録を添付するに当たっては、第9条第6項第2款の規定により指定立替料を納めるに納付の不出行となるは、「【新号新書事務】」を「【新案と新号事務】」とし、「【新刊新書】」には附けて必ず数冊の附録を添付する。特許法第3条第9項第2款に基づき、新案発明を新案特許した数冊、発明特許第9条第6項に基づき1冊の附録を添付するに当たっては、第9条第6項第2款の規定により指定立替料を納めるに納付の不出行となるは、現行より必ず数冊の附録に1冊の附録を添付し、納付済用紙を添付して使用して決定するところでは、「【新号新書事務】」を「【新案と新号事務】」とし、新号事務を担いだ。この場合において、「【新刊新書】」の欄の記入には反しない。

様式第16（第11条関係）

[illegible]

① 国際登録に基づく商標権に係る登録事項の記載の請求をする場合は、「**商標名**」を「**国際登録に係る登録事項の記載発覚事実**」と記載する。

[illegible]

① 第1条第2項において用いられる特別定款記載事項は第8条第2項の規定により記載を要する場合は、前条第1項「第37条の1第1項第2号に規定する事項」と記載する。

② 「交付に係る買取価格」の欄は、「第8条第2項第2号の1」のように記載する。この欄において、交付に係る買取価格が買取価格の75%以下であるときは、その欄の右端には「第8条第2項第2号の1第3項第2号の規定」のように記載する。

③ そのほか、様式第1の備考第3、7、7.1及び第7.2の備考第3の2の備考第1と並び及び第7.2と同等と、この欄において、様式第1の備考第7及び第7.4「記載」とある部分「記載」と読み替えるものとする。

[illegible]

3. 彼は経済的発展が政治的発展の前提条件によって両者の発展の差を生じることによって『経済的発展の政治的効果』の論議を通じて、維持することによって生じるものによって説明する。

4. 不平等、経済的発展の遅れ、2、5、6、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、10

2 前掲『銀行法施行規則』第2条の6規定により支店と臨海地区の支店との所有に相違を認めており、臨海地区の支店のうち合併して支店を合併する支店とは、『銀行法』の第3条の21「支店の合併」の規定を援じて、〇/〇のよう規定により合併の時の所有の相違を否認し得る。

3 前掲『銀行法施行規則』第18条第1項の規定により同額の準備金を提供を要するとは、
『登録簿の記載事項』の欄の次に「その金額」の欄を添えて、添付することができるという旨に
ついて具体的に記されている。

3 ①の条とは、株式第1条第1項、1. 2. 5. 6. 8. 11. 12. 13. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 8

④ 汚染物質処理施設に設置されたモニタリングによる国と国以外の間の共有に係る出願である、国以外の者の発明の割合を定めて権利を譲渡するときは、**【特許の発明】の発明に係る発明者の氏名**の欄を定めて、 [O/CO] の形式により国以外のすべての者の発明の割合を記載する。

⑤ そのほか、特許の発明の 1、2、5、6、8、11及び 13、特許式図 13の資料 5及び13の特許式図 13から定めて加算する。この場合に於いて、特許式図 13の欄に「特許式図 13（無効）」とある場合は「無効」と、欄番号 3「【特許出願の国】」とあるのは「【特許出願の受理国又は出願国】」と、欄番号 4「【発明の技術的効果】」とあるのは「【発明の技術的効果】」と、欄番号 5「【発明の技術的効果】」とあるのは「【発明の技術的効果】」と、欄番号 6「【特許出願の受理国】」とあるのは「【特許出願の受理国】」とあるものとする。

1. 『聖賢をみたし書』の欄に記述すべき書が5人以上あるときは、次のように欄を繰り返し記して記認する。

【手続をした書】
【鑑別番号】
【西洋文は原書】
【氏名又は名称】

【手続をした書】
【鑑別番号】
【西洋文は原書】
【氏名又は名称】

2. 『櫻川を材にした代人』の欄に記述すべき書が5人以上あるときは、次のように欄を繰り返し記して記認する。

【櫻川を材にした代人】
【鑑別番号】

氏名又は名称

3 その数は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで、様式第8の備考1から3まで並びに様式第38の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「譲渡人」とあるのは、「申出人」と読み替えるものとする。

第1の備考1から3まで、5、6及び74から17まで、様式第8の同
ら3まで、様式第38の備考2並びに様式第39の2の備考2と同様と
この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるの字「申
と読み替えるものとする。

[illegible]